

京都市告示第 231 号

平成 24 年 3 月 30 日京都市告示第 455 号（京都府環境を守り育てる条例第 33 条第 1 項に基づく騒音に係る規制基準）及び平成 24 年 3 月 30 日京都市告示第 456 号（京都府環境を守り育てる条例第 33 条第 1 項に基づく振動に係る規制基準）の一部を次のように改めます。

平成 27 年 6 月 23 日

京都市長 門川 大作

告示第 455 号備考 3 を次のとおり改めます。

備考 3 第 2 種区域, 第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校, 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所, 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの, 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は, 当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値(第 2 種区域にあつては, 昼間及び朝・夕に限る。)とする。

告示第 456 号備考 3 を次のとおり改めます。

備考 3 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校, 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所, 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの, 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内におけ

る規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値(第 1 種区域
にあつては、昼間に限る。)とする。

(環境政策局環境企画部環境指導課)